

問題は、当該事故発生原因とは直接的な関係にない職務習慣上の懈怠を、事故発生原因の証拠としてどれほどまで評価してよいのかという問題と、被害者の身体情報や特質などにかかる情報伝達の懈怠は、安全配慮義務違反を構成するのか、といった点が検討されなければならない。

第4の課題は、損害賠償事件における損害の算定、過失相殺の範囲、および賠償権者としての家族の範囲などに検討を加えることである。これらの点については、法実務上一般的な見解が確定していると考えられるが、介護事故にかかる実態を検討する限りにおいて、それらの常識を疑ってみる必要があるように思われる。

#### D. 結 論

介護事故における損害賠償の問題は、一見、医療過誤訴訟や他の安全配慮義務違反訴訟と何ら変わらないように見えるが、一步踏み込んで検討するとかなり特殊な問題があるように思われる。この点については、具体的な事案の検討も含め、総合研究報告書において詳述する予定である。本研究は、介護事故における安全配慮義務法理の適用について具体的な輪郭を与えることを目的としたが、その特殊性を鑑みると、損害賠償法理の常識の中で考えてよいのか、一度常識自体を見直す必要がないのかという問題を提起したい。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
分担研究報告書

福祉契約における法関係と公的責任に関する研究

分担研究者 秋元美世 東洋大学社会学部教授

研究要旨

本研究は、研究課題に関する共同研究の一環として、福祉契約は介護保障としてのサービス実施のための一つの方法であり、介護保障に対する公的責任の意味内容は、「社会的ニードとしての介護要求を有する者に対して、その介護要求を満たすための福祉サービスを提供すること」とを前提として、「福祉契約における公的責任」について、利用者の選択権の保障の観点から検討するものである。今年度は、昨年度に行った日本社会保障法学会シンポジウムでの報告に対する質疑応答や批判を基に、現在の介護保険の下では、公的責任は条件整備者としての責任に限定されているが、しかし利用者の選択権の保障のためには、利用者の選択にすべてを委ねられない場合には、行政が直接関与することを内容とした公的責任が果たされるべきであること、それは契約化の趣旨をないがしろにするものではなく、むしろ契約化の本来の意義を適切な形で発揮させるための前提条件と考えるべきである。さらに、総合研究報告書において、行政関与の在り方について具体的検討を行うこととする。

A. 研究目的

介護保障における措置から契約への流れの中で、行政責任は条件整備者としての責任と考えられているが、その必然性はなく、福祉契約は利用者の選択権保障の一方法に過ぎないこと、利用者の選択権保障のためには行政関与が必要であることを明らかにする。

B. 研究方法

前年度における日本社会保障法学会における報告および質疑応答ないし批判を通して明確になった諸問題について更に検討を加え、福祉契約と公的責任の問題構造を明らかにし、研究目的の達成を目指す。

C. 研究結果と考察

1. 介護保険制度の下での公的責任に関わる問題点

福祉契約が導入された現在の介護保険制度の下で、どのようなことを公的責任の問題として考えていく必要があるのか。この点については、とりあえず次のような整理を行うことができよう。すなわち、

○利用者の選択（契約）だけでは、社会的ニーズとの乖離といった問題が生じてしまうようなケースについて、スクリーニングをする責任およびそれに対応する責任

○優先順位の設定（ラショニング）の問題

○利用者支援やサービスの総合調整に関する問題（介護保険対象サービスだけでは対応しきれない事案に対して、公的サービスやボランティアによるサービスなど、必要性を満たすためのサービス確保に対する調整責任）

○職権的に措置を行うことが必要とされる事案（高齢者虐待の問題など）に対応する責任（広い意味で一番目の問題に含まれるかも知れないが）

2. 公的責任を考えるにあたって留意すべき諸点

この種の責任の問題は、いわゆる条件整備者（イネープラー）としての責任だけでは到底おさまらざるような問題ではない。つまり言い換えれば、そうしたことを前提とした議論では、なかなかスッキリとした位置づけを行えないのである。

こうした公的責任をめぐる問題についてどう考えていけばよいのであろうか。ここで意味を持つてくるのが、第1に、「契約」というのは、介護保障としてのサービスを実施していくための1

つの方法（ツール）であるというという理解であり、そして第2に、公的責任を、「社会的ニーズ（社会的必要）としての介護要求を有する者に対して、その必要（介護要求）を満たすための福祉サービスを提供すること」として捉えるという理解である。これらのことを前提にするならば、公的責任をめぐる問題を考えていくにあたって次のような枠組みを用意することができるように思われる。すなわち、

○契約が、達成しようとしていることは、利用者の選択権（サービス内容決定権）である。

○利用者の選択権は、そもそも公的責任の重要な構成部分であり、それを達成する上で、契約という仕組みが、社会装置の中でいま現在一番現実的な手段であるということ、採用されたのである。

○したがって契約というのは、あくまでも1つの手段であり、契約化したことで公的なセクターの役割（公的責任の役割）が条件整備の役割に限定される必然性はないし、いわんや契約化したからといって公的責任の問題がなくなるわけではない。

○契約を通じた利用者の選択により、介護保障における公的責任の目的（社会的必要を満たすためのサービスと利用者とを結びつける）が達成されている限り、問題はない。

○そうした場合、利用者の選択に任せることで、社会的必要が充足されることになり、公的責任もそのことで果たされていると見ることができるからである。

○しかし、問題は、利用者の選択と社会的必要とが乖離している場合、とりわけ情報提供などの条件整備者としての行政の役割遂行によってはそうした乖離を埋め合わせることができない場合である。

○こうした利用者の選択に委ねるわけには行かない場合には、行政が直接的にコミットメントすることを内容とした公的責任が果たされる必要がある。

#### D. 結論

介護保険制度の下、自治体は、契約化という流れの中で、介護保険の管理運営など条件整備者としての役割をもって介護保障に対する公的責任を果たしていると考えている感がある。しかし、これまでの検討から見てきたことは、公的責任の問題をそうした問題に限定してしまうことは、公的責任として求められていることを、実は果たしたことになるではないということであった。公的責任を果たすために地方自治体などの公的セクターが出てくると、契約化の趣旨に反するものにとらえられてしまう風潮がややもすると見られるが、本来的に契約で対応できない問題というものが存在していることは明らかであり、そうした問題に対して行政が前面に出て積極的な役割を果たすことは、決して契約化の趣旨をないがしろにするものではないのである。むしろ、契約化の本来の意義を適切な形で発揮させるための前提条件と考えていった方がよいように思われるのである。

#### E. 研究発表

##### 論文発表

「福祉契約における法関係と公的責任」社会保障法第19号、136-150頁、2004年5月

## Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

### 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
本澤 巳代子	ドイツの介護保 険制度と利用者 の法的保護	東京都高 齢者研究 福祉振興 財団	介護保険転 換期	東京都高 齢者研究 福祉振興 財団	東京	2005年	1-12
新井 誠	成年後見制法と 信託法	新井 誠	成年後見法 と信託法	有斐閣	東京	2005年	250

### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
本澤巳代子	社会福祉と契約「総 論」	社会保障法	第19号	95-98	2004年
新井 誠	成年後見制度の問題 状況	家族<社会 と法>	第20号	24-30	2004年
秋元 美世	福祉契約の法的関係 と公的責任	社会保障法	第19号	136-150	2004年
小西 知世	福祉契約の法的関係 と医療契約	社会保障法	第19号	99-109	2004年